



# 健康・福祉・介護のひろば

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 健康担当132・133 福祉担当134・135 介護保険担当124 地域包括支援センター128

## 障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳などを持っていない方でも、次の条件を満たしていれば「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられ、この認定書を、申告時に提示することにより、本人、または扶養者が障害者控除の適用を受けられる場合があります。

- ・身体障害者手帳などを持っていない65歳以上の要支援2、または要介護1～5の介護保険の認定を令和4年12月31日現在で受けていること
- ・介護保険の要介護認定のために医師が作成した主治医意見書及び訪問調査結果で、日常生活自立度が低いこと

※日常生活自立度は、必ずしも介護度の重さとは一致しませんので、介護度が重度の方が対象者として認定される訳ではありません。

該当すると思われる方は、健康福祉課に「介護保険被保険者証」を持参し、本人、または代理人が申請してください。申請に基づき確認し、該当する方には「障害者控除対象者認定書」を交付します。

なお、身体障害者手帳などをお持ちの方は、申請の必要はありません。

問合せ 健康福祉課 介護保険担当 ☎66・3111 内線124

## シニア<sup>ロクマル</sup>60～64<sup>ロクヨン</sup> 初回献血キャンペーン

埼玉県赤十字献血センターでは、初めて献血をするシニア（60歳～64歳）に記念品を贈呈するキャンペーンを開催しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により献血者が減少し、血液が不足していますので、献血に御協力をお願いいたします。

- 【実施場所】 長瀬町役場1階ロビー
- 【実施日】 2月8日(火)
- 【受付時間】 午前10時～11時45分 午後1時～4時
- 【対象】 60歳～64歳の間で初めて献血をする方



## 簡単な手話を覚えましょう【第35回】

「節分」の手話表現



左手で楯の形を表し、そこから指を閉じた右手を開きながら



右・左と順番に出します。



動画はこちらから

協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会  
担当：健康福祉課 ☎66・3111

## 更生相談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

(手足・体の障害の相談)

・2月28日(火) 秩父福祉事務所  
予約制ですので、早めに健康福祉課へご連絡ください。

問合せ

健康福祉課 ☎66・3111  
福祉担当 内線135